

改正

令和3年3月17日告示第24号

令和3年5月1日告示第56号

令和7年4月1日告示第43号

肝付町営農振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、肝付町の農業産出額向上及び担い手農家の農業所得向上を図り、また、社会情勢の変化等により、農業振興が著しく阻害される状況を打開するため、認定農業者等による生産性の向上、省力化、出荷調整の取り組みに要する機械や機材を整備する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、肝付町補助金等交付規則（平成17年肝付町規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象者)

第2条 肝付町営農振興事業（以下、「本事業」という。）の対象者は、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 認定農業者、認定新規就農者、営農活動推進団体、集落営農のいずれかであること。
- (2) 町内に住所を有していること。
- (3) 町税等の未納がないこと。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 作付計画書
- (4) その他必要に応じ求める書類

(補助金の対象地区)

第4条 補助金の対象地区は町内全域とする。が、特に肝属中部畑かん受益地区を重点対象地区とし、対象選定（第8条）の際に優先性を持たせる。

(事業の対象作物)

第5条 本事業の対象作物は、野菜、果樹、花き、水稻、雑穀、いも類、豆類、工芸作物とする。

(補助金の対象経費)

第6条 補助金の対象経費は、第1条に掲げる目的を達成するために必要な下記の経費とし、補助の回数は年度につき1回とする。

- (1) 専用機械及び専用機材、専用アタッチメントに係る経費
- (2) 汎用性のある機械のうち、認定新規就農者が新規導入する場合に限り、下記①②の機械を対象とする。
 - ①耕耘用機械（トラクター（ロータリー含む）、耕耘機、管理機）
 - ②薬剤散布用機械（動力噴霧機）
- (3) ただし、国県補助事業との重複補助は認めない。

(補助金等の額)

第7条 補助金の交付申請があったときは、事業費の額が10万円以上のもので予算の定める範囲において補助を行うものとする。

- 2 1件当たりの補助金の額は、対象経費の2分の1以内であって3年間で100万円を限度とする。
- 3 補助金の支払い方法は、概算払いとすることができる。
- 4 補助金の千円未満の端数は切捨てることとする。

(補助金対象者の選定)

第8条 本事業の募集に際し年数回の申込時期を設定し、申込の内容に応じ、肝付町農林業技術員連絡協議会農政企画委員会において、対象範囲や対象経費等に基づき審査し選定することができるものとする。

- 2 当該機械及び機材の利用効果が判然としない場合、必要に応じデータや知見を求め、前項に基

づき審査するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて町長に報告するものとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 支出を証明する書類の写し
- (4) 作付実績書(事業実施翌年から3年間は毎年3月末までに継続して提出することとする。)
- (5) 経営実績を証明する書類の写し(事業実施翌年から3年間は毎年3月末までに継続して提出することとする。)

(補助金等の返還)

第10条 上記実績報告において、次の各号に該当する行為があった場合は、交付決定の全部を取り消し、補助金の返還を求めるものとする。

- (1) 正当な理由なく、作付計画にある品目の作付けを行わなかった場合
- (2) 正当な理由なく、作付計画に対し75%以下の作付実績であった場合(ただし、作付計画時点の面積が1ha以上であった場合には50%以下とする。)
- (3) 事業実施後、3年間のうち1回でも作付実績書及び経営実績を証明する書類の写しを提出しなかった場合

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。